

死亡労働災害多発警報

期間：平成26年11月17日～平成26年12月31日

死亡災害 多発!



当署管内における死亡労働災害の発生は、昨年まで3年間0件でしたが、今年4月以降4件（裏面参照）発生しています。

皆様の事業場におかれては、今一度以下の重点実施事項の徹底を図り、死亡・重症労働災害を撲滅しましょう!

【重点実施事項】

- 経営トップによる安全についての所信表明!
- 雇入れ時教育、危険業務従事者教育の徹底!
- 安全作業マニュアルの整備の徹底!
- 機械設備の非定常作業時の安全対策の徹底!
- フォークリフト作業時の接触防止対策の徹底!
- リスクアセスメント実施の徹底!
 - ・ 職場のリスクの洗い出し
 - ・ リスク低減措置の実施



武雄労働基準監督署

平成26年

武雄労働基準監督署管内における死亡労働災害の概要

平成26年11月6日現在

番号	業種	発生日	性別	事故の型	起因物	発生状況
		時刻	年齢			
1	運輸交通業	H26.4.26	男	はさまれ、巻き込まれ	動力運搬機	出張先の構内で、リーチ式フォークリフト（最大荷重1.1トン）を運転していたところ、構内に停めてあったトレーラーの架台にはさまれた。
		3時頃	50歳代			
2	製造業	H26.8.9	男	激突され	一般動力機械	工場に設置している空気圧縮機の空気冷却用熱交換器の部品を取り替える作業中、熱交換器内に圧力が残っていたため、部品が飛び出しきて被災者の顔面に当たった。
		9時頃	30歳代			
3	農林業	H26.9.12	男	激突され	立木等	樹高約16mのヒノキの伐倒作業において、チルホールと控え用ワイヤロープを用いて伐倒方向を調整しながら作業を行っていた。木が倒れきらず傾いた状態で静止したため、チルホール操作者（被災者）が根元付近まで近づいてその場で伐倒状況を見ていたところ、再び木が倒れ被災者の方向に幹が振れて腹部に激突した。
		9時頃	30歳代			
4	製造業	H26.11.5	男	激突され	金属加工用機械	旋盤に円筒状の金属材料（長さ約4.2m×直径約5cm）を取り付けて機械を運転したところ、加工物のプレを止めるために取り付けていた当て板が外れ飛び、それと同時に旋盤から突出した加工物が折れ曲がって、近くにいた被災者に当たった。
		10時頃	20歳代			

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

佐賀労働局ホームページ内の武雄労働基準監督署のページに、製造業、陸上貨物運送事業、林業の3業種用の「安全衛生自主点検表」を掲載していますので、今一度、自主点検を実施し、労働災害を撲滅しましょう！